

大竹市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等による危険から市民の生命の安全の確保を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）及び広島県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に基づき、危険住宅から移転する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大竹市補助金等交付規則（昭和48年大竹市規則第37号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、交付金要綱及び県交付要綱において使用する用語の例によるほか、「危険住宅」とは、次の各号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又は大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、市又は県が移転勧告、是正勧告、避難指示、避難勧告等を行った住宅をいう。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定により県が条例で指定した災害危険区域
- (2) 建築基準法第40条の規定により県が条例で建築を制限している区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により県が指定した土砂災害特別警戒区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- (5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 危険住宅又は危険住宅の敷地の所有者であって、市税の滞納がないもの（当該住宅又は敷地に共有持分がある場合は、共有持分を有する者全員について市税の滞納がないこと）
 - (2) その他市長が適当と認める者
- 2 危険住宅の所有者と当該危険住宅の敷地の所有者が異なる場合又は危険住宅若しくは危険住宅の敷地に共有持分がある場合は、補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、これらの所有者又は共有持分を有する者から危険住宅の除去を行うことについての同意を得なければならない。

(補助対象事業等及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する別表に掲げる事業とし、補助金の額は、各事業について同表で定める補助対象経費の合計額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする（ただし、同表で定める補助限度額を限度とする。）。

- 2 補助対象事業は、補助対象者が、危険住宅を除却した跡地に住宅を再建築しない旨を誓約し、かつ、補助対象事業が完了した旨の標識を設置することを承諾したものでなければならない。

(交付の申請)

第5条 交付申請者は、大竹市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けようとする事業が別表の第1項に掲げる事業（以下「建物除却助成事業」という。）のみの場合にあつては、第8号、第10号及び

第11号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 危険住宅及び危険住宅の敷地に係る登記事項証明書その他危険住宅の所有者を証する書類（申請書を提出する日前3月以内に交付されたものに限る。）
- (2) 危険住宅及び危険住宅の敷地の所有者について、市税の滞納がないことを証する書類
- (3) 危険住宅の付近見取図、配置図（交付金要綱附属第Ⅱ編表イー16－（12）－③がけ地近接等危険住宅移転事業の第1第2項第1号のイからホまでのいずれかの区域であることがわかる図を含む。）、平面図及び外観写真
- (4) 危険住宅の建築時期が確認できる書類
- (5) 危険住宅の除却に係る費用の見積書
- (6) 危険住宅の除却に係る同意書（別記様式第2号）（交付申請者と当該危険住宅又は当該危険住宅の敷地の所有者が異なる場合に限る。）
- (7) 危険住宅跡地に再建築しない旨の誓約書（別記様式第3号）
- (8) 移転先住宅の付近見取図、配置図、平面図及び立面図
- (9) 補助対象事業に係る資金計画書（別記様式第4号その1又は別記様式第4号その2）
- (10) 移転先住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。以下同じ。）及び改修に要する経費の見積書
- (11) 金融機関等の貸付契約書等の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付等の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、速やかに当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大竹市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、交付申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金の交付が適当と認めないときは、補助金を交付しないことを決定し、大竹市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、交付申請者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、速やかに同項の規定により補助金の交付の決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）を実施しなければならない。

（変更等の申請）

第7条 事業実施者は、交付決定事業の内容等を変更しようとするときは、速やかに大竹市がけ地近接等危険住宅移転事業変更申請書（別記様式第7号）に当該変更に係る内容が確認できる書類を添付して、市長に提出し変更の決定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により事業の変更を決定したときは、大竹市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定変更通知書（別記様式第8号）により事業実施者に通知するものとする。
- 3 事業実施者は、交付決定事業（前項の規定による事業の変更の決定があった場合は、変更後の事業をいう。）を中止しようとするときは、速やかに大竹市がけ地近接等危険住宅移転事業中止届出書（別記様式第9号）により、市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による届出があったときは、前条第2項の規定による補助金の交付の決定は、その効力を失う。

（事業の着手届等）

第8条 事業実施者は、交付決定事業に着手したときは、大竹市がけ地近接等危険住宅移転事業着手届出書（別記様式第10号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 事業実施者は、前項の事業着手届書により届け出た工期内に交付決定事業を完了することが困難となった場合は、遅滞なくその事由を付して市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業の実績報告等)

第9条 事業実施者は、交付決定事業を完了したときは、その完了した日から起算して30日を経過した日又は完了した日の属する市の会計年度の3月第3金曜日までのいずれか早い日までに大竹市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書(別記様式第11号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、交付決定事業が建物除却助成事業のみの場合にあつては、第5号から第9号まで及び第11号から第13号までに掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 危険住宅の平面図
- (2) 危険住宅を除却したことがわかる施工前、施工中及び施工後の写真
- (3) 危険住宅の除却に係る契約書の写し
- (4) 危険住宅の除却に係る経費の領収書の写し
- (5) 移転先住宅の平面図及び立面図
- (6) 移転先住宅に係る精算設計書
- (7) 移転先住宅に係る施工前、施工中及び施工後の写真
- (8) 移転先住宅の建設又は購入及び改修に係る契約書の写し
- (9) 移転先住宅の建設又は購入及び改修に要した経費に係る領収書の写し
- (10) 交付決定事業に係る資金調達書(別記様式第12号その1又は別記様式第12号その2)
- (11) 移転先住宅の建設又は購入及び改修をするために要する資金を借入れた金融機関その他の機関(以下「金融機関等」という。)との貸付証明書並びに金融機関等により建物、土地及び敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
- (12) 移転先住宅及び補助対象敷地の所有者を証する書類(実施報告日の3月以内に交付されたものに限る。)
- (13) 移転先住宅の建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(同法第6条第1項の規定による工事に該当する場合に限る。)
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により報告書が提出された場合は、報告書の内容の審査、現地調査等を行い、交付決定事業の成果が補助金の交付の決定に付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大竹市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金額確定通知書(別記様式第13号)により事業実施者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた事業実施者は、大竹市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書(別記様式第14号)を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則及び補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
 - (2) 市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
 - (3) 金融機関等の貸付けの取消しがあったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適當であると認めたとき。
- 2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消したときは、大竹市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書(別記様式第15号)により事業実施者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、大竹市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還命令書(別記様式第16号)により補助金の返還を命ずるものとする。

(指導監督等)

第14条 市長は、事業実施者に対し、交付決定事業に関する報告を求め若しくは必要な指示を行い、又は職員をして交付決定事業の実施について必要な検査をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第15条 補助金の交付を受けた事業実施者は、交付決定事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票を備え、当該交付決定事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第16条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団又は暴力団員

(2) 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(3) 暴力団又は暴力団員との密接な関係を有する者

2 市長は、事業実施者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定事業の一部又は全部を取り消すことができる。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助限度額
1 危険住宅の除却を行う事業(建物除却助成事業)	危険住宅の除却に係る次の費用 1 撤去費 2 動産移転費 3 跡地整備費 4 仮住居費(家賃3月分以内) 5 その他移転に伴う経費(10千円以内)	1戸当たり975千円を限度とする。
2 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入及び改修を行う事業(建物取得助成事業)	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修に要する資金を金融機関等から借り入れた場合の当該借入額利子(年利率8.5%を限度とする。)	1戸当たり7,227千円(建物4,570千円、土地2,060千円、敷地造成597千円)を限度とする。